

R7 鹿児島東高等学校生徒心得

○ 生徒心得

この心得は、本校の学校目標に照らして定められており、生徒の皆さんが健全な学校生活を送りよりよく成長・発達していくために設けられたものです。

I 礼儀について

- 1 互いに相手の人格を尊重し、礼儀を重んじよう。
- 2 上級生と下級生及び友人相互間においても礼儀を失わない態度で接しよう。
- 3 社会生活においては高校生らしい気品ある言動を保つよう心掛けよう。

II 登下校について

- 1 午前8時35分までに登校できるようにする。なお、遅刻した場合は、職員室で入室許可を受けてから入室すること。
- 2 下校時刻は午後4時50分までとする。なお、部活動その他で居残る場合は、顧問及び関係職員の指導を受ける。(通年午後6時30分)
- 3 登下校の途中の飲食は慎む。
- 4 通学の際は、交通に関する規則や道徳を遵守する。
- 5 あらかじめ通学路を決め無用な寄り道をしない。
- 6 自転車通学を希望する者は、学級担任を通じ学校長に必ず届けて許可を受けること。その際、自転車損害賠償保険への加入を条件とする。
- 7 自転車通学を行う場合は学校所定の手続きを行うこと。
- 8 単車通学は原則として禁止する。その他の単車に関することは、学校の規定に従わねばならない。

III 校内生活について

- 1 登校後は無断で外出しないこと。やむを得ない場合(早退の場合も同じ)は、学級担任の許可を受ける。
- 2 校舎内では静粛にする。また、室内では帽子・コート・手袋・マフラー・ネックウォーマー類を着用しない。
- 3 先生や来客への挨拶を心がけるとともに、生徒間でも礼儀を失わない態度で接する。
- 4 校内の施設・設備は大切に扱う。万一破損した場合は、必ず学級担任・事務室等に届け出て弁償すること。
- 5 学業に不要な物品(トランプ類・ゲーム機・菓子類等)や学校への納金以外の金銭は持参しない。また、所持品には必ず氏名を明記し、紛失や盗難等の防止に努めるとともに、物品や金銭の貸借は絶対にしない。
- 6 携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みは、許可証を学級担任・生徒指導部に提出する形で許可する。使用する場合は許可を受けること。
- 7 紛失、盗難、拾得物は、すべて学級担任または職員週番に届け出る。
- 8 校内放送や掲示物にはよく注意する。また、生徒が放送や掲示をする場合は、放送部・生徒会係の先生の許可を得なければならない。
- 9 新聞・雑誌・会報等は、すべて校長の許可を得て発行する。
- 10 清掃は自主的に行い、整った学習環境をつくるように努める。
- 11 校内での病気や負傷は、保健委員または養護教諭に申し出て手当てを受ける。
- 12 事故が発生した場合は、できるだけ大声で周囲の人に知らせる。また、火災の場合は「防災規定」に従いその活動に協力する。

R7 鹿児島東高等学校生徒心得

- 13 校内で許可なく火気・電熱器，ヘアアイロン，充電器等を使用してはならない。
- 14 校内で集会をもつ場合は，事前に係の先生とよく相談して指導を受ける。また，諸会合への集合は敏速に行動し，私語を慎み全体の秩序を乱さない。
- 15 考査期間中は許可なく職員室に立ち入らない。また，考査中不正な行為があってはならない。

IV 校外生活について

- 1 外出するときは必ず行き先及び帰宅予定時間を家人に告げる。
- 2 遊技場・インターネットカフェ・ゲームセンター・喫茶店の出入りや夜あそびは絶対にしない。また，カラオケ店を利用する際は，高校生入場許可店舗に限る。
- 3 映画や催しものの観覧は，学校で推薦及び許可したものに限る。
- 4 やむを得ず夜間に外出する場合は，必ず保護者同伴のこと。
- 5 アルバイトは原則，長期休業日のみ認める。また，3年生に限って保護者の責任のもと，卒業考査後のアルバイトを認める（学校所定の条件を厳守のこと）。家庭の事情でやむを得ない場合は担任に申し出て，別途審議を経て特別に許可する。ただし，許可された場合でも平日は原則として禁止であり，土曜日・日曜日・祝祭日とする。尚，新入生は夏休み以降からの許可となる。
- 6 地域社会に対する行事や奉仕活動には積極的に参加しよう。

V その他

- 1 次の事項は必ず学校に届け出ること。
下宿・間借り，住所変更，旅行・登山・キャンプ，各種競技・集会参加等。
- 2 自動車運転練習及び免許取得は，第3学年卒業考査以後とする。ただし，就職内定者で条件の整った者は11月からの入校を認める。
- 3 次のような行為は絶対にしてはならない。
深夜徘徊・家出・外泊・性の逸脱行動・飲酒・喫煙・暴力行為・窃盗・万引・薬物等の使用・危険な刃物や器具の所持等。発覚した場合，規定により特別に指導を行う。
- 4 校内における政治活動，選挙活動はすべて禁止する。選挙に関わる金品授受や暴力行為・威圧行為等の違法事項，またその恐れが高い場合，あるいは学業や生活に支障がある場合は校内外を問わず禁止する。違反があった場合は規定により特別に指導を行う。

○ 服装髪型規定

- 1 服装髪型は質素・端正・清潔を旨とし、華美に流れず本校生徒としての品位を保つよう心掛けること。
- 2 登下校時は、本校規定の服装髪型とする。
- 3 やむを得ず規定外の服装髪型とする場合は、学級担任を通じて職員会議等において承認を得る。
- 4 服装髪型の詳細については次の通りとする。

(1) 服装規定（学校規定のものとし、故意に手を加えない。）

○標準制服

冬服………上衣，シャツ，ブラウス，ズボン，スカートは，学校指定のものを着用し，リボンまたはネクタイを着用する。学校指定のベスト・セーターの着用も可とする。

合服………冬服の上衣を脱いだ状態とするが，ネクタイまたはリボンの着用は自由とする。ただし，儀式時や係の指示があった場合には，ブレザー，ネクタイまたはリボンの着用を義務づけることとする。また，学校指定のベスト・セーターを着用する場合は，ネクタイまたはリボンを着用すること。

夏服………シャツ，ブラウス，ズボン，スカートは，学校指定のものを着用する。ブラウスは紺のヒモリボンを結ぶこと。また，学校指定のベストの着用も可とする。

○更衣期間………特に設定しない。各自の体調に合わせて着用すること。その際，冬服・合服・夏服の規定に従うこと。

○制 靴………運動靴または黒か茶の革靴とする。（華美でないもの）

○上 履………学年ごとに，色別の学校指定のスリッパとする。

○靴 下………無地の白または黒のソックスとする（ワンポイントまではよい）。冬場は，黒のストッキング及びタイツも認める。ルーズソックスは認めない。

○ベスト・セーター………学校指定のものとする。

○カバン，補助バッグ…特に指定しないが，華美でないものとする。

(2) 髪型規定等

髪・眉及び容姿は清潔で，自然のものとする。髪の脱色・染色，パーマ，化粧，ピアス，カラーコンタクト，指輪，ネックレス等は認めない。

○ 前髪は目にかからないように整えること。

○ 両肩を結んだラインより長い髪はヘアゴム等で結ぶこと。その際，華美でないものを使用し，極端にサイズの大きいものは使用しないこと。